

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高額介護（予防）サービス費支給業務における介護保険システムの変更について（情報項目の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：福祉部介護保険課）

## 事業の概要

事業名	高額介護（予防）サービス費支給業務
担当課	介護保険課
目的	<p>介護保険制度の改正による利用者負担上限額の引上げに伴い、平成29年8月から平成32年7月までの時限措置として、現行の高額介護（予防）サービス費支給業務に、1年間分（※1）の利用者負担上限額の設定を行うよう介護保険システムの改修をする。</p> <p>※1 初年度は、平成29年8月から平成30年7月までの1年間、以降の2年間も同じ期間とする。</p>
対象者	<p>住民税課税世帯（一般所得区分の世帯）のうち、介護保険の自己負担割合が1割負担のみの世帯において、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている者又は総合事業の対象者（※2）</p> <p>※2 介護予防・生活支援サービス事業（要介護状態となることを予防するため区が行う事業）を利用する者をいう。</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>高額介護（予防）サービス費とは、1か月間の介護保険サービスの利用世帯の利用者負担額が高額にならないように、利用者負担額の「上限額」を超えた場合に、当該超過額を支給するものである。</p> <p>平成29年8月から、住民税課税世帯（一般所得区分の世帯）の利用者負担「上限額」が、介護保険法施行令により引き上げられたことに伴い、同月から平成32年7月までの時限措置として、該当の世帯のうち、介護保険サービスの自己負担割合が1割のみの世帯に対して、1年を通して負担が増えないように、年間の利用者負担「上限額」が設定された。1年間の利用者負担「上限額」を超える対象者の世帯を正確に把握し、適正な支給業務を実施するため、介護保険システムの改修を行う。</p> <p>なお、1年間の利用者負担上限額の設定による高額介護（予防）サービス費の算定は、平成30年8月以降に行う。</p> <p>2 対象者      約200人（概算）</p>

## 件名 高額介護（予防）サービス費支給業務における介護保険システムの変更に ついて（情報項目の追加）

保有課（担当課）	介護保険課
登録業務の名称	高額介護（予防）サービス費支給業務
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 住民税課税世帯（一般所得区分の世帯）のうち、介護保険の自己負担割合が1割負担のみの世帯の介護保険の要介護（要支援）認定を受けている者又は総合事業の対象者（以下「要介護認定者等」という。）</li> <li>2 記録項目 別紙1のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ（介護保険システム）</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	介護保険制度の改正に伴い、高額介護（予防）サービス費の判定において、激変緩和の時限措置として、1年間の利用者負担上限額が設けられるよう、介護保険システムの変更を行う。
新規開発・追加・変更の内容	住民税課税世帯（一般所得区分の世帯）であって、介護保険の自己負担割合が1割負担のみの世帯を対象に、当該対象世帯を抽出して、当該世帯の要介護認定者等に、年間の利用者負担上限額を超えた額を保険者が口座振込をするための機能を追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託先が上記「新規開発・追加・変更の内容」欄に記載の機能の追加の反映状況を確認するために実施するテストにおいては、ダミーデータを使用させる。</li> <li>2 委託事業者が行うテスト環境での一連のプログラムの動作確認や処理が正常終了できるかの確認、本番環境への移行については、区職員が行う。また、実データを用いての機能の検証も区職員が行う。</li> <li>3 委託事業者に、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</li> </ol>
新規開発・追加・変更の時期	本審議会承認後 開発着手（予定） 平成30年8月から改修後の介護保険システム稼働

情報項目

介護保険システムの改修により登録される情報項目（高額介護（予防）サービス費支給業務）

- ・被保険者基本情報（被保険者番号、住民番号、氏名、住所、生年月日、年齢、性別、要介護認定区分、認定期間、世帯番号）
- ・給付情報（自己負担額、自己負担上限額（月額、年額）、世帯負担額、世帯負担上限額（月額、年額）、対象年度、給付制限情報、判定日、発行日、申請日、事由、処理状態区分、決定日、適用期間、基準収入額判定結果、支給算定額（月額、年額）  
支給決定年月日、高額サービス費給付対象年月、貸付年月日、貸付額、償還払い申請年月日、対象サービスの種類、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、
- ・所得情報（課税状況、課税標準額、年少扶養等控除額、年金所得、合計所得、公的年金収入、合計所得、基準収入額）

※ 上記情報項目は、平成11年第1回本審議会承認事項(情報項目)及び平成27年第1回本審議会承認事項。

※ 下線項目は、今回諮問する項目。